

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構本部オープンカウンター方式実施要領

(目的)

第1 この要領は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構本部（以下「機構」という。）がオープンカウンター方式により実施する物品の調達、役務の提供、その他の契約（以下「物品調達等」という。）の見積合わせを行う場合の取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 オープンカウンター方式とは、機構が独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構会計規程（平成14年駐労規第19号。以下「会計規程」という。）第37条第2項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象案件)

第3 この要領は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における契約に関する規則（平成14年駐労規第22号。以下「契約規則」という。）第26条の2第1号から第3号まで及び第6号に規定する契約のうち、機構がオープンカウンター方式によることが適当であると認める物品調達等を対象案件とする。

(対象案件の公表)

第4 対象案件は、機構ホームページ及び機構本部事務所掲示板で公表する。
2 前項において公表に付する事項は、種別、件名、見積依頼書公表日、見積書提出期限、見積合わせの日時とする。

(参加資格)

第5 見積合わせに参加することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、機構が求める「資格の種類」において「A、B、C又はD」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 機構又は防衛省の機関等指名停止権者（装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（平成25年8月1日付防経装第10622号）別紙の第2に規定する「機関等指名停止権者」をいう。）から指名停止措置又は取引停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 仕様書の交付を受けた者であること。
- (7) 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

（見積書の提出等）

第6 見積合わせに参加を希望する者は、機構ホームページで掲載又は機構が手交した見積依頼、本要領、仕様書、その他詳細資料（以下「仕様書等」という。）を熟覧又は熟読した上で見積書を作成しなければならない。

- 2 前項において希望があれば、手交に替え仕様書等を電子メール又はファックスにて受領することができる。
- 3 見積依頼において、機構が記載方法等を示している場合以外は任意の様式とする。
- 4 見積書の作成は、次の要領によらなければならない。
 - (1) 件名、金額、数量、日付を記載するほか見積者（法人又は団体の場合は代表者）の記名押印すること。
 - (2) 契約責任者（会計規程第34条第3項に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）の指示に違反しないこと。
- 5 見積書の提出の際に、第5第2号に定める参加資格を持つことを証明する書類の写し（以下「資格証明書」という。）を提出するものとする。ただし、見積書の提出時に当該競争参加資格を有していない者にあつては、見積合わせの前日までに資格証明書を提出するものとする。なお、同一年度に資格証明書の提出があつた場合は、その限りでない。
- 6 見積書及び資格証明書の提出に当たっては、持参の他、郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出しなければならない。
- 7 前項において、見積書提出期限までに到達しなかつた見積書は無効とする。
- 8 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

（同等品の承認）

第7 同等品による見積書の提出を希望する者は、見積書提出前に同等品の申請を行い、機構にその承認を得るものとする。

- 2 同等品の申請期間は、契約責任者が指定する日までとする。

（見積合わせ）

第8 見積合わせに参加を希望する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 見積合わせの日時は、見積依頼に記載した日時に非公開で行うものとする。
- 3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、機構が選定した者へ見積りを依頼するこ

とができる。

(無効な見積書)

第9 次の各号に該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格要件を有しない者が提出した見積書
- (2) 件名、金額、氏名、押印等見積書に記載等を必要とする事項を欠く見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書(第8第3項に定める機構が見積りを依頼した場合を除く。)
- (7) 見積書提出期限までに提出されなかった見積書
- (8) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
- (9) 前各号に掲げるほか、契約責任者の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積書

(契約の相手方の決定)

第10 有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方として決定する。

- 2 契約の相手方となるべき同価の見積書をもって申込みをした者が二人以上あるときは、契約規則第16条の規定に準じて、くじ引きにより契約の相手方を決定する。
- 3 くじ引きの日程は、別途通知する。この場合において、くじ引きに参加することができない者がいるときは、これに代わって機構の契約事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。
- 4 契約の相手方を決定したときは、速やかに当該見積書提出者に通知する。

(結果の公表)

第11 オープンカウンターの結果は、機構ホームページにおいて、契約の相手方の決定後速やかに公表する。

- 2 前項において公表に付する事項は、件名、見積書提出者数、受注決定者及び金額とする。

(契約の締結)

第12 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては、契約責任者から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して5日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。)にこれを契約責任者に提出しなければならない。ただし、契約責任者から書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約の相手方としての効力を失う。

3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した後速やかに請書（契約規則第4条第2項に規定する請書）を契約責任者に提出しなければならない。ただし、契約責任者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（異議の申し立て）

第13 本要領に基づく見積書を提出した者は、見積書提出後に、仕様書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第14 その他、本要領による契約について必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担する。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約責任者は契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対して追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 契約責任者は都合により、見積合わせを取り止めることができる。
- (5) 契約の相手方として決定した者が正当な理由なく、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことができる。

附 則

この要領は、令和2年1月1日以降の物品調達等の見積合わせから適用する。